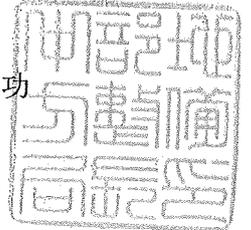


競争参加者の資格に関する公示

中部地方整備局が発注する建設工事（「工事請負業者選定事務処要領」（昭和41年12月23日付け建設省厚第76号）第3各号に掲げる工事をいう。以下同じ。）に係る地域維持型建設共同企業体（以下、地域JVという。）としての競争参加者の資格（以下「地域JVとしての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和元年10月1日

中部地方整備局長 勢田 昌功



- 1 工事名 当該工事の公告のとおり
- 2 工事場所 当該工事の公告のとおり
- 3 工事内容 当該工事の公告のとおり
- 4 工期 当該工事の公告のとおり
- 5 申請の時期 当該工事の競争参加資格確認申請書の提出期間と同じ

6 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

「競争参加資格審査申請書（地域維持型建設共同企業体）」（別添1）（以下「申請書」という。）は、国土交通省中部地方整備局ホームページからダウンロードすることにより交付する。

ホームページアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp>

「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「工事」－「地域維持型建設共同企業体」の順で検索のこと。

(2) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に本工事に係る「地域維持型建設共同企業体協定書（甲）」または「地域維持型建設共同企業体協定書（乙）」（4(4)の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）又は託送（※注1）により提出すること。

提出先：〒460-8514 名古屋市中区三の丸二丁目5番1号

名古屋合同庁舎第二号館 中部地方整備局 総務部 契約課

電話 052-953-8138

※注1「託送」とは…民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で書留郵便と同等のものとする。

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

(4) 申請書の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

7 地域JVとしての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない地域JVについては、地域JVとしての資格がないと認定する。それ以外の地域JVについては、地域JVとしての資格があると認定する。

(1) 地域JVの構成

地域JVの構成は、次の条件を満たす者2社から5社までとし、建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業の許可を有する者を少なくとも1社含む組合せとし、土木工事業の許可では受注できない工事については、土木工事業の許可を有する者を少なくとも1社含むとの規定は適用しないものとする。なお、個人及び経常建設共同企業体の構成員である一の企業、

協業組合及び企業組合については構成員として認めるが、事業協同組合については構成員としては認められない。

また、甲型の地域JV（地域維持型建設共同企業体協定書（甲））を使用する地域JVをいう。以下同じ。）及び乙型の地域JV（地域維持型建設共同企業体協定書（乙））を使用する地域JVをいう。以下同じ。）を混在させた組合せは認めない。

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 中部地方整備局における令和元・2年度該当工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。
- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 当該競争参加資格に係る申請の期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑤ 一の企業が中部地方整備局管内において結成する地域JVは1つの組み合わせによるものとし、その構成員の組み合わせと異なる組み合わせによる地域JVとしての競争参加資格の認定を、中部地方整備局長から受けていないこと。
- ⑥ 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- ⑦ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 構成員の技術的要件等

地域JVの構成員は、当該工事の次の条件を満たすものとする。

- ① 当該工事の公告に示されていた要件を満たす者であること。
- ② すべての構成員について、発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が3年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が3年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

(3) 出資比率要件

甲型の地域JVの場合は、すべての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であるものとする。

また、乙型の地域JVについて分担工事額がない者を構成員とすることは認めない。

(4) 代表者要件

地域JVの代表者は、土木工事業の許可を有する者の中から、構成員において決定された者とする。なお、発注工事に対応する工事種別の等級が異なる者による組合せの場合には、代表者は、土木工事業の許可を有し、かつ当該工事種別の上位等級の者（等級区分のない工事種別を含む組合せの場合は、当該工事種別の有資格業者を含む。）の中から決定された者とする。ただし、土木工事業の許可では受注できない工事については、土木工事業の許可を有する者とする要件は、適用しない。

(5) 地域JVの協定

地域JVの協定書は、「地域維持型建設共同企業体協定書（甲）」（別添2）又は「地域維持型建設共同企業体協定書（乙）」（別添3）とする。

8 一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む地域JVの取扱い

上記7（1）②の認定（上記7（1）②の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む地域JVも上記5及び6により申請をすることができる。この場合において、地域JVとしての資格が認定されるためには、上記7（1）②の認定を受けていない構成員が上記7（1）②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに地域JVとしての資格の審査が終了せず、競争に参加できない場合がある。

なお、この場合において、上記7（1）②の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに上記7（1）②の認定を受けていないとき、又は上記7（1）②の一般競争（指名競争）参加資格がないとの認定（上記7（1）②の中部地方整備局長が別に定める手続きにおける一般競争（指名競争）参加資格がないとの認定を含む。）を受けているときは、地域JVとしての資格がないと認定する。

9 資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

10 資格の有効期間

地域JVとしての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。

ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

11 その他

- (1) 地域JVの名称は、「○○○○工事△△・××・□□・●●・■ ■地域維持型建設共同企業体」とする。
- (2) 当該工事にかかる競争に地域JVとして参加するためには、開札の時ににおいて、地域JVとしての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加者資格の確認を受けていなければならない。

○○：当該工事の名称

△△：代表者の名称

□□、●●、■ ■：構成員の名称

〇〇〇〇工事△△・××・□□・●●・■ ■地域維持型建設共同企業体協定書
(甲)

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- 一 中部地方整備局〇〇事務所発注に係る地域維持型建設共同企業体の対象となる令和〇〇年度〇〇〇〇工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「地域維持工事」という。）の請負
- 二 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇〇〇工事△△・××・□□・●●・■ ■地域維持型建設共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和〇年〇月〇日に成立し、地域維持工事の請負契約の履行後〇箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 地域維持工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該地域維持工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
- 〇〇建設株式会社
- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
- 〇〇建設株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、地域維持工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属す

る財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもつて運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、地域維持工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、地域維持工事の請負契約の履行及び下請契約その他の地域維持工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、地域維持工事完成の都度当該地域維持工事について決算するものとする。

(利益金配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が地域維持工事を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち地域維持工事の工事途中において前項の規定により脱退した者があ
る場合においては、残存構成員が共同連帯して地域維持工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の
割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有
している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とす
る。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結
果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかつた
場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わな
い。

(構成員の除名)

- 第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、地域維持工事の工事途中におい
て重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他
の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとす
る。
- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない
い。
 - 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項
までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

- 第17条 構成員のうちいずれかが地域維持工事の工事途中において破産又は解散した
場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

- 第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果た
せなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者
の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

- 第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき瑕疵があったときは、各
構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

- 第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものと
する。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇〇〇工事△△・××・□□・●●・
■ ■地域維持型建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通
を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和〇〇年〇〇 月〇〇日

〇〇建設株式会社

代表取締役〇〇〇〇 ⑩

〇〇建設株式会社

代表取締役〇〇〇〇 ⑩

〇〇〇〇工事△△・××・□□・●●・■ ■地域維持型建設共同企業体協定書
(乙)

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- 一 中部地方整備局〇〇事務所発注に係る地域維持型建設共同企業体の対象となる令和〇〇年度〇〇〇〇工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「地域維持工事」という。）の請負
- 二 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇〇〇工事△△・××・□□・●●・■ ■地域維持型建設共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和〇年〇月〇日に成立し、地域維持工事の請負契約の履行後〇箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 地域維持工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該地域維持工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
- 〇〇建設株式会社
- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
- 〇〇建設株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、地域維持工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(分担工事額)

第8条 各構成員の工事の分担は、別に定めるところによるものとする。

- 2 前項に規定する分担工事の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもつて運営委員会を設け、地域維持工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 地域維持工事施工中に発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月1回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

- 2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。
- 3 前二項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。
- 4 前三項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、当企業体が地域維持工事を完成する日までは脱退することができない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが地域維持工事の工事途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の瑕疵担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇〇〇工事△△・××・□□・●●・
■ ■地域維持型建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇建設株式会社

代表取締役〇〇〇〇 (印)

〇〇建設株式会社

代表取締役〇〇〇〇 (印)

〇〇〇〇工事△△・××・□□・●●・■ ■地域維持型建設共同企業体協定書
第8条に基づく協定書

中部地方整備局〇〇事務所発注に係る下記工事については、〇〇〇〇工事△△・××・□□・●●・■ ■地域維持型建設共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員が分担する工事の工事額を次のとおり定める。

記

- 1 工事名称 令和〇〇年度〇〇〇〇工事
- 2 分担工事額（消費税分及び地方消費税分を含む。）
〇〇工事 〇〇建設株式会社 〇〇円
〇〇工事 〇〇建設株式会社 〇〇円

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり分担工事額を定めたので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

令和〇〇年〇〇 月〇〇日

△△・××・□□・●●・■ ■地域維持型建設共同企業体

代表者 〇〇建設株式会社代表取締役〇〇〇〇 ⑩

〇〇建設株式会社代表取締役〇〇〇〇 ⑩